

## 青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の会議の公開に関する取扱要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱（令和3年6月22日実施）第7項の規定にもとづき、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議の公開原則

懇談会の会議は、これを公開する。ただし、会議において取り扱う情報が、青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）第19条各号に該当するときは、会議を非公開とすることができる。

### 3 非公開の決定方法

座長は、前項ただし書に該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、懇談会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

### 4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、座長が定めるものとする。

### 5 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所において傍聴人受付簿（様式第1号）に所要の事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券の受付は、会議開始の30分前から行う。
- (3) 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、会議開始の30分前に定員を超える場合は、抽選により決定する。

### 6 傍聴席

傍聴席は、座長がこれを指定する。

### 7 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## 8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、静粛に膨張することと市、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

## 9 写真、ビデオ等の撮影および録音等の制限

傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。

## 10 傍聴人の退場

- (1) 傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、座長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。
- (2) 第2項ただし書の規定により、懇談会の会議を非公開としたときは、座長は、傍聴人を退場させるものとする。

## 11 報道関係者の取扱い

- (1) 座長は、第4項および第5項の規定にかかわらず、公開の会議にあつては、報道関係者を傍聴させることができる。
- (2) 第6項から前項までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

12 委任

この要領に定めがない事項は、懇談会が定める。

13 実施期日

この要領は、令和3年8月23日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

様式第1号（第5項関係）

## 傍聴人受付簿

年 月 日 開催  
第 回青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会

受付 番号	住 所	氏 名	備 考

## 青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会傍聴券

日 時    令和    年    月    日 午前・午後    時    分

会 場    \_\_\_\_\_

青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会

\*傍聴を終えて退場するときは本券を係員に返還してください。

### 傍 聴 者 の 守 る べ き 事 項

- 1 この傍聴券を所持する者は、この傍聴券に記載された日および会場に限り傍聴することができる。
- 2 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 傍聴人は、静粛に膨張することと市、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
  - (7) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
  - (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ座長の許可を得なければならない。
- 4 傍聴人は、座長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
- 5 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、係員から求められたときはいつでも傍聴券を提示しなければならない。
- 6 その他青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の会議の公開に関する取扱要領の定めるところによる。

